

災害時の医療救護体制を強化 ～救護所の開設・運営を実践的に訓練～

焼津市では、大規模地震等の発生時における地域住民の生命・健康を守る医療救護体制の強化を目的として、「焼津市医療救護訓練」を実施します。

訓練では、医師、看護師、地域住民、市職員等が参加し、救護所の開設・運営から、救護病院への搬送に係る情報伝達まで、一連の医療救護活動を実践します。



▲昨年の様子

■焼津市医療救護訓練

日時 10月18日（日） 午前9時～11時30分

場所 東益津地域交流センター（石脇上 65）

参加者 焼津市医師会、志太医師会、焼津市歯科医師会、焼津市薬剤師会、藤枝薬剤師会、静岡県看護協会志太榛原地区支部、災害時看護師ボランティア、地域住民、市職員 ※昨年度の参加者数 84名

内容

- (1) 救護所開設訓練（救護所開設アクションカード活用による開設）
- (2) 救護所運営訓練（トリアージ、応急処置）
- (3) 情報伝達訓練（救護病院への搬送に係る情報伝達）

【災害時の医療救護活動】

大規模災害時には市内4か所の救護所（東益津地域交流センター、豊田小学校、焼津ケアセンター、大井川中学校）を開設し、応急手当を中心とした医療救護活動を実施します。トリアージで重症・中等症と判定された傷病者は、救護病院（焼津市立総合病院・コミュニティーホスピタル甲賀病院・岡本石井病院）に搬送し、処置を行います。

問合先 焼津市健康福祉部 健康づくり課 保健医療担当 櫛田・原田
Tel054-627-4111 FAX054-627-9960